

令和8年度 当財団の運営方針及び重点項目

1. 運営方針

令和8年度の当財団の各事業区分における運営方針については、以下のとおりである。

公1 男女共同参画社会の形成を促進する事業

当財団は、男女共同参画社会の形成促進を設立目的の一つに掲げており、佐賀県からの委託を受け、男女共同参画に係る各種研修・セミナーの開催、啓発事業の実施、情報の提供、調査・研究及び交流促進事業等や財団の自主事業として先駆的な事業を実施し、性別に関わりなく個人の個性や能力が十分に発揮できる社会の形成に取り組むことで、その目的の実現を図っていく。

公2 佐賀県 DV 総合対策センターの運営を通じ、男女共同参画社会の形成を促進する事業

当財団は、男女共同参画社会の形成促進を目的の一つとし、定款には佐賀県 DV 総合対策センターの運営を掲げており、佐賀県からの委託を受け、令和6年度を初年度とする佐賀県 DV 防止・被害者等支援基本計画（第5次計画）に基づき、佐賀県 DV 総合対策センターの事業として、関係機関・団体との連携や事業の総合調整、県民を対象とした啓発活動、相談事業等を実施するとともに、財団の自主事業を行うことで、より一層の佐賀県 DV 総合対策センターの設置目的の実現を図っていく。

公3 県民の生涯学習の振興に資する事業

当財団は、県民の生涯学習の振興を設立目的の一つに掲げており、佐賀県からの委託を受け、生涯学習に関する情報の提供、指導者の養成・研修及び学習機会の提供等を実施し、県民が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる社会の構築に取り組むことにより、その目的の実現を図っていく。

公4 佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター（アバンセ）の指定管理を通じた、男女共同参画社会の形成促進並びに県民の生涯学習の振興に資する事業

当財団は、佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センターの指定管理を受けることにより、アバンセ内の施設貸与並びに情報サービスフロア及び視聴覚ライブラリーの管理運営を行い、もって男女共同参画社会の形成促進並びに県民の生涯学習の振興に資するという目的の実現を図っていく。

収1 佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター（アバンセ）の指定管理を通じた、公益目的外の施設貸与事業

上記の公益目的事業を永続的に実施するにあたり、公益目的事業は収支相償とする必要があるため、佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センターの指定管理を受け、公益目的外の施設貸与事業を行うことで当財団の経営基盤の安定化を図っていく。

2. 重点項目

当財団は、佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター（アバンセ）の目的を果たすことができる県内唯一の公益財団法人であることを認識し、性別を問わず若者から高齢者まで多様な県民誰もが利活用し、交流する拠点として、以下の重点項目を確実に実施し、公益財団法人としての社会的役割を果たしていく。

（１）第7期（令和6～10年度）の指定管理事業の確実な実施

令和8年度は、（第7期）の指定管理事業の3年目にあたり、県民が安心してアバンセを利用できるよう委託業者への指導を行い、新たな提案型事業も含め事業の確実な実施を行う。

（２）新たな利用者へのアプローチ 前期の指定管理期間から実施している「フードドライブ in アバンセ（共催）」や「アバンセコンサート」、「保育付きライブラリー」「幼児室2の利用促進」などを実施するとともに、広く意見を募るためのモニター制度を創設し既存のサービスについても見直しも図っていく。

（３）財団のミッション達成に向けた「アバンセ基金」の活用

当財団のミッション達成のための新たな財源の確保として、平成20年に「アバンセ基金」が設立されたが、基金の有効活用の観点から寄付集めから事業の実施に至るまで財団一体で取り組んでいく。

（４）近隣施設や大学、関係機関、団体との連携強化

近隣の佐賀市立図書館や佐賀新聞社などとコラボレーションを図り、「どんどんの森」全体の魅力向上に取り組む。また大学や関係機関・団体と連携して、上記（２）の「新たな利用者へのアプローチ」と兼ねて学生の意見を取り入れる機会を作る。

（５）県内全域に出向くアウトリーチ

館長の外部講演会や職員の各種委員就任など、県内全域で「アバンセ」の存在を浸透する取り組みを行っていく。

（６）広報の強化

これまで、紙媒体での広報活動が中心であったが、上記（２）や（４）を通して、若者の意見を広報に反映させるような取り組みを行い情報発信力の強化を図る。

（７）職員の能力向上

公益財団法人の職員としてふさわしい能力を高めるよう、引き続き職員の自己啓発研修への助成や、県及び他団体の各種研修等へ積極的に参加するなどして、信頼できる財団職員の育成を図る。

（８）SDGsの推進

アバンセの様々な事業や取組が「持続可能な開発目標（SDGs）」と方向性を同じくし、その達成に向けて貢献していることを内外に発信することにより、アバンセの存在価値を高めるとともに、SDGsのまなびの拠点を目指していく。

令和8年度 事業部(男女共同参画施策担当)事業計画

1 研修事業

(1) 政治参画セミナー

- 目的：政治分野における男女共同参画を推進するため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するセミナーを開催する。
- 対象：県民（公開講座は40名程度、その他各15名程度）
- 開催回数：4回（うち1回は公開講座）
- 内容：政治分野における女性の参画の必要性についての講演やスピーチのノウハウ等についての講義、政策企画のグループワーク等

(2) 市町男女共同参画担当職員研修 【事業名等変更】

- 目的：市町における男女共同参画の推進や住民への啓発普及を促進するため、市町の男女共同参画行政担当の職員を対象に、男女共同参画の視点を踏まえた地域課題の解決等に資する基礎的及び実践的な研修を行う。
- 対象：市町男女共同参画行政担当の職員等(20名程度)
- 開催回数：2回
- 内容：地方自治体の男女共同参画に関する基礎的及び実践的な講義等

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災リーダー養成講座

- 目的：男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営を県内に広く浸透させるため、地域の防災リーダーとして活躍できる人材の育成に資するセミナーを開催する。また、参加者同士のネットワーク形成を支援するための交流会を開催する。
- 対象：県民(20名程度)
- 開催回数：講座3回、交流会1回
- 内容：講義、グループワーク等

2 啓発事業

(1) 男女共同参画フォーラム

- 目的：男女共同参画社会基本法と佐賀県男女共同参画推進条例の目的及び基本理念等を県民に啓発し、今後の男女共同参画社会の推進を図るため、男女共同参画に関するフォーラムを開催する。
- 対象：県民(250名程度)
- 開催回数：1回
- 内容：男女共同参画に関するテーマでの講演、シンポジウム、パネルディスカッション等

(2) 女性のためのエンパワーメントセミナー

- 目的 : 男女共同参画を推進し、あらゆる場面における女性の参画を促進するためのビジネスセミナーを開催する。
- 対象 : 県民 (各 20 名程度)
- 開催回数 : 2 回
- 内容 : 講義・グループワーク等

(3) 自治会等における男女共同参画推進事業【事業名変更】

- 目的 : 県内自治会において、男女共同参画を推進し、あらゆる場面における女性の参画を促進するための講座等を開催する。
- 対象 : 自治会役員または自治会委員、地域団体等 (各 20 名程度)
- 開催回数 : 2 回
- 内容 : ワールドカフェ・講義・グループワーク等

(4) 男女共同参画お届け講座

- 目的 : 県内企業等を対象に、男女共同参画についての認識を深めてもらい、企業等における新たな具体的な取組につなげていくため、男女共同参画、女性の登用、女性の健康、男性の家事・育児・介護等参画促進、ワーク・ライフ・バランス等をテーマに講座を実施する。
- 対象 : 県内企業・事業所、その他団体等
- 開催回数 : 20 回
- 内容 : 講義 (男女共同参画、女性の登用、女性の健康、人材育成・両立支援策、男性の家事・育児・介護等参画促進、ワーク・ライフ・バランス、ハラスメント対策等)

(5) 学生への意識啓発事業

- 目的 : 大学、短期大学等の学生に対し、男女共同参画意識の啓発を図るため、キャリアアップやワーク・ライフ・バランス等について講演会を開催する。
- 対象 : 県内大学、短期大学等の学生 (100 名程度)
- 開催回数 : 1 回
- 内容 : 就職後の男女共同参画、キャリアアップ、ワーク・ライフ・バランス等

(6) 男性のためのライフセミナー

- 目的 : 男性に向けて男女共同参画に関する意識啓発を図るための講座を開催する。
- 対象 : 県民 (20 名程度)
- 開催回数 : 1 回
- 内容 : 講義、ワークショップ

3 情報提供事業

(1) 図書資料等整備事業

- 目的：専門図書館としての機能を充実させるため、男女共同参画や男女間の暴力防止に関連する図書や資料等を整備する。
- 内容：男女共同参画関係の図書、視聴覚資料及び新聞等の整備、男女共同参画に関する資料やデータの提供

(2) 広報事業

- 目的：男女共同参画に関する啓発や知的情報の提供等を行うため、SNS 等を活用するとともに、機関誌を発行する。
- 内容：男女共同参画や男女間の暴力防止の啓発のための特集、男女共同参画センター等の各種事業の紹介及び市町や男女共同参画ネットワーク等の行事等を掲載する。
- 発行回数：3回
- 配布方法：郵送・電子メール等
- 発行部数：各回 5,000 部(紙媒体)
- 配布又はメール送付箇所：各回 1,400 箇所

(3) 男女共同参画関連イベント情報提供事業

- 目的：県内の男女共同参画イベントの開催の日程等の重複を避け、各イベントに多くの参加を可能にする等、イベント等の開催効果を高めるため、市町や民間団体が実施する男女共同参画イベントの情報を収集し、ホームページ等で広く情報を提供するとともに、随時新しい情報を提供する。

(4) 災害時避難所マニュアル情報提供事業

- 目的：男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営を県内に広く周知するため、リーフレットの配布と展示パネル啓発資材等の貸出等の情報提供を随時行う。

(5) 独立行政法人男女共同参画機構との連携【新規事業】

- 事業の実施を行うにあたっては独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するよう努め、県内における男女共同参画の推進に取り組むこと。

4 調査・研究事業

(1) 男女共同参画に関する調査・研究【財団自主事業】

- 目的：過去に防災リーダー養成講座を受講した方を対象として、アンケート調査を行い事業効果の検証等を行う。

5 交流促進事業

(1) 企画相談・コーディネート

- 目的：地域での男女共同参画推進の拡がりを支援するため、市町担当者や企業、民間団体、個人等から男女共同参画に関する企画の相談があった場合に、これに応じ、コーディネートしていく。

(2) 男女共同参画センター会議等参加

- 目的：各種会議・研修会に参加することで、地域における男女共同参画の拠点施設が今後どのような役割を果たしていくべきか、複雑多様化する県民のニーズに対してどのような事業運営をしていくべきか等の課題を共有し、各拠点施設間での連携を深めることにより、男女共同参画センターのスタッフとしての専門性を高める。

6 女性のためのほっとカフェ事業

- 目的：生活上の不安を抱える女性に対して、NPO等が行う居場所づくりの機会を活用し、その方が抱える困りごとを聞き出し、適切な相談・支援窓口につなげていく。
- 対象：生活上の不安や課題を抱える女性
- 内容：
 - ・困りごとや悩みを相談できる場(ほっとカフェ)を4地区で、月1回以上開催。
 - ・ほっとカフェにおいて、社会福祉士による相談支援を実施。
 - ・アドバイザー、各関係団体との連絡協議会等の開催。
 - ・ほっとカフェにおいて、女性用品等の配布。

令和8年度佐賀県DV総合対策センター事業計画

DV総合対策センター事業（性暴力被害者支援事業含む）の実施にあたっては、佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第5次計画（2024年度～2026年度））に基づき、取り組む。

事業に係る広報資材を作成し、県内各所へ配布する等、事業の周知及び啓発を図る。
マニュアル等は、法令の改正等に合わせ、随時更新する。

（1）関係機関との連携、情報の収集・提供

①佐賀県DV総合対策会議の開催

（ア）佐賀県DV総合対策会議

佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の予防教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定するため、佐賀県DV総合対策会議（以下、「対策会議」と言う。）を開催する。

- 委員構成：関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等を代表する委員で構成する。
- 開催回数：3回
- 開催時期：概ね5～6月、9～10月、1～3月に開催する。

（イ）佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会

「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第5次計画）」の計画期間が令和8年度で終了することを受け、新たな基本計画を策定するに際し、基本計画に反映させるための専門的な調査研究を行うため、対策会議に佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会を設置する。

- 委員構成：対策会議の委員のほか、必要に応じ、関係行政機関やDV被害者支援を行う民間団体等を代表する委員で構成する。
- 開催回数：2回
- 開催時期：第1回対策会議から第2回対策会議までの間に、少なくとも2回開催する。

（ウ）性暴力被害者支援事業調整会

性暴力被害者支援事業の実施に際し、専門的な見地から検討を行い、事業に反映させてより効果の高い支援体制とするため、性暴力被害者支援事業調整会を開催する。

- 委員構成：関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等を代表する委員で構成する。
- 開催回数：1回

②DV被害者支援市町連携会議の開催

市町及び関係機関の連携強化とDV対策のさらなる充実を図るため、DV被害者支援市町連携会議を開催する。

なお、各保健福祉事務所圏域での開催とする。佐賀中部保健福祉事務所及び鳥栖保健福祉事務所又は唐津保健福祉事務所及び伊万里保健福祉事務所の圏域については、合同開催とする。

- 対象：各市町のDV担当課・男女共同参画担当課・生活保護担当課・福祉担当課、県保健福祉事務所、女性相談支援センター、警察の担当者等
- 開催回数：3回

③県内DV被害者支援民間団体等の活動支援、講師派遣

地域におけるDV等被害者の支援やDVを未然に防止するための啓発活動等の広がり支援するため、県内でDV等被害者支援のために活動している民間団体等に対する活動支援を行う。

- 対象：県内DV等被害者支援民間団体等
- 実施回数：民間団体等からの希望に応じ、随時実施する。
- 支援内容：活動支援、講師派遣等の協力

④男女共同参画センター等会議等参加

各種会議・研修への参加により、男女間の暴力の根絶に関する最新情報の収集及び本県における課題解決に必要な知識・技能の習得等を図る。

⑤犯罪被害者等支援に係る関係機関等との連携

犯罪被害者等支援に係る関係機関等と連携を図り、DV被害者支援の体制や機能のより一層の充実に努める。

⑥相談員の研修等への参加

相談員の相談支援の知識・技術等向上のため、相談員にDV総合対策センターが実施する研修会及び公的機関の実施する研修会等への参加機会を付与する。

(2) 研修事業

①DV関係機関相談員向け研修

DV被害者支援に携わる相談員等の支援スキルの向上のため、事例検討や講義、ワークショップ等による研修を実施する。

- 対象：DV被害者支援に関係する公的機関、民間相談機関等で具体的支援を行う相談員等
- 開催回数：5回
- 開催時期：第1回目の研修会は、女性相談支援センターや警察本部等と連携し、新任の担当職員及び相談員向けに県内のDV被害者支援やDV被害の現状に関する説明を行う。

②市町DV出張研修

住民に最も身近な行政機関である市町の職員に、DVに対する認識を深めてもらうため、市町の希望に応じ、出張研修を実施する。

- 対 象：市町職員
- 開催回数：5回
- 内 容：DVの基礎、被害者支援についての講話等

③DV等暴力予防教育人材育成事業

DV等暴力予防教育人材育成事業を実施する。

(ア) 幼稚園・保育施設等の教育・保育関係者向けDV等暴力予防教育人材育成事業

県内幼稚園及び保育施設等において、園児向けのDV等暴力予防教育を実践する人材の育成を図る。

- 内 容：プライベートゾーンの大切さ、性暴力被害に遭ってしまった場合（嫌な気持ちになった場合）の対応等に関する講話の方法等

(イ) 学校現場におけるDV等暴力予防教育人材育成事業

県内の学校現場において、良好な人間関係の構築や暴力（いじめ、デートDVや性暴力等）の予防等、将来のDV等の暴力を未然に防止するためのDV等暴力予防教育を実践する人材の育成を図る。

なお、実施にあたっては、文部科学省において「生命（いのち）の安全教育」の学校現場での実践が推進されていることから、教育委員会等と連携し、HPや各学校の教職員等にDV等暴力予防教育のプログラム、ノウハウ等を提供する。

また、受講者（教職員等）に対して、DV等暴力予防教育の実践に係るスキルの定着や理解度の向上に資するアンケートを実施し、今後の人材育成に有益な情報を収集する。

(3) 啓発事業

①DV等暴力予防教育事業

DV等暴力予防教育事業を実施する。

(ア) 大学生・専門学校生向けDV等暴力予防教育事業

県内の生徒・学生に対し、交際間における暴力（以下、「デートDV」という。）や性暴力の防止、性犯罪に関すること等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を実施し、相談先等を記載したリーフレット等を配布する。なお、事前に大学等に広く呼び掛ける。

なお、実施にあたっては、DVの被害者にも加害者にもなり得る若年層が、DVを自分事として考える機会を提供するための予防教育の方法を検討する。

また、看護や理美容等を学ぶ専門学校生等に対し、DV被害者の早期発見や相談・支援へのつなぎに関する予防教育を実施する。

- 内 容：交際間における暴力防止等に関する講話等

(エ) 女性のための市町出張相談

重篤なDV被害の相談等、困難なケースが発生した場合等に、市町の要請に応じて、女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じる。また必要に応じて市町の相談員への助言等を行う。

- 対象： 様々な悩みを抱えた女性及び市町の相談員等
- 実施日時： 市町の要請に応じ、随時

②男性総合相談

男性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な悩みについて、男性臨床心理士又は公認心理師が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図る。

なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用する。

- 対 象：様々な悩みを抱えた男性
- 開設日時：電話（毎週水曜日） 19時～21時 ※祝日を除く
面談（毎月第4土曜日） 14時～16時（要予約）
※面談の予約がない場合は、電話による相談に応じる。

③LGBTsに関する相談

LGBTsに関する相談について、相談員が電話相談に応じ、相談者の支援を図る。

なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用する。

- 対 象：LGBTsに関する悩みを抱えた方
- 開設日時：月2回（毎月第2土曜日、第4木曜日） 14時～16時

④DV専用相談

配偶者や交際相手からの暴力等に関する悩みについて、電話や面談により相談員が相談に応じる。必要な支援機関を紹介するなど、相談者のニーズに応じた支援を行う。同時に、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者が抱える複雑な問題についても相談に応じ、相談者のニーズに応じた支援を行う。

また、DVやストーカー、性暴力被害などの相談において、相談者の安全安心の確保と問題の早期解決のため、警察、病院、裁判所、行政窓口など他機関の紹介や取り次ぎを行うとともに、必要に応じて同行支援を行い、相談者の立場に立ったきめ細やかな支援に努める。

なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用する。

- 対 象：配偶者や交際相手からの暴力等に関する悩みを抱えた方
(性別不問)
- 開設日時：火曜日、木曜日～土曜日 9時～18時
水曜日 9時～21時
日曜日・祝日（月曜は除く） 9時～16時30分

(5) 性暴力被害者支援事業

犯罪被害の中でも、特に潜在化しやすいとされる性暴力被害者を、中長期的に支援する。
また、拠点病院及び関係機関の職員等を対象とした相談対応スキル等の向上を図る。

①性暴力救援センター・さが（さが mirai）の運営

性暴力被害者からの相談を受け付ける「性暴力救援センター・さが（さが mirai）」を設置し、性暴力被害者の心身の早期回復を図るため、専任の相談員、その他必要な人員（医療ソーシャルワーカー等）を配置し、医療的、心理的、経済的支援等についてのコーディネートを実施する。

- 対 象：県内在住の性暴力被害者（以下、「被害者」という。）なお、被害発生から72時間以内の医療支援については、居住地、被害地に関わらず被害者を支援の対象とする。
- 開設日時：平日9時～17時（それ以外の時間は、夜間休日対応コールセンターと連携し、対応を行う。）

○ 支援内容

i) 相談支援

「性暴力救援センター・さが（さが mirai）」窓口で、被害者からの相談を受け付ける。専任の相談員について、勤務形態は週4日勤務、給与等は専任の相談員を配置する拠点病院の取扱いに準ずる。

ii) 医療支援

拠点病院及び連携医療機関において、被害者に対し、必要な医療措置を行う。

また、被害者の経済的な負担を軽減するため、初診料、性感染症検査料及び緊急避妊に係る費用等、被害者に必要と判断される医療措置に係る医療費を負担する。

なお、佐賀県警察本部が実施する公費負担制度の対象となった被害者については、当該事業からの費用負担対象外とする。

iii) 心理的支援

臨床心理士又は公認心理師によるカウンセリングを実施することにより、被害者の心的外傷の軽減を図る。

また、被害者が未成年の場合で、被害者の親または被害者を現に監護している者への支援が、被害者本人の回復に資すると判断される場合等においては、被害者の親等に対しても同様のカウンセリングを実施する。なお、被害者等の経済的な負担を軽減するため、カウンセリングに係る費用を負担する。

なお、佐賀県警察本部が実施する公費負担制度の対象となった被害者については、当該事業からの費用負担対象外とする。

②性暴力被害者支援員研修

性暴力被害者支援関係者の相談対応スキル等を向上させるため、専門家を講師としてた研修会を開催する。

また内閣府が主催する研修会の開催情報を関係機関の職員等に周知する。

- 対 象：拠点病院及び関係機関の性暴力被害者支援に携わる職員等

③犯罪被害者等支援に係る関係機関等との連携

犯罪被害者等支援に係る関係機関等と連携を図り、性暴力被害者等支援の体制や機能のより一層の充実に努める。

(6) 基金事業

①DV被害者等への支援【財団自主事業】

- 目 的：DVの被害に遭い、困難な状況にある女性のために、一時的な支援（食事の提供）や医療支援及びステップハウス（DV被害に遭った女性が、社会的自立をするための準備期間として入居する住宅。当財団が、家主と契約し、被害者に家賃不要で提供）の維持補修等を行う。
- 対 象：県内在住のDV被害者及びステップハウス等

令和8年度事業部(生涯学習施策担当)事業計画

1 人材育成

①生涯学習関係職員研修(基礎編・ステップアップ編・地域支援編)

- 目的：生涯学習・社会教育の推進に関する基礎的な知識や参加型学習、学習プログラムの作り方の基本技能を身につけさせること。(基礎編)
地域のつながりづくりに配慮した事業等の事例を基に、参加者の研究協議等とおして課題に即した学習プログラムの企画や運営等について具体的な手法を修得させること。(ステップアップ編)
地域課題の掘り起こしから解決能力を身につけ、様々なネットワークを活かして講座を開催するために必要な事業の企画・運営能力及び事業評価の知識・技能を習得させることで、専門職員としての資質の向上を図ること。(地域支援編)
- 対象：生涯学習・社会教育関係者
- 実施講座：3講座(基礎編・ステップアップ編・地域支援編)
- 開催回数：各講座2回以上
- 内容：生涯学習・社会教育推進に関する基礎及び地域のつながりづくり等の地域課題に関する講義、事例研究、討議、ワークショップ等
- 開催場所：いずれか1回以上は、市町と協働による出前開催

②県民講師基本とスキルアップ講座

- 目的：講師として活躍する上で必要な知識や具体的な技術を実践的に学ぶ機会を提供し、その学習成果を地域社会に役立てようとする人材を育成すること。
- 対象：講師をめざす県民
- 実施講座：1講座
- 開催回数：講座5回以上、チャレンジ講座1回以上
- 内容：講座内容の的確な伝え方やコミュニケーションの取り方、講座を企画する具体的な知識・技術に関する講義、演習等、チャレンジ講座(講師のトライアル講座)、講評

③家庭教育支援者養成講座

- 目的：保護者の家庭教育・子育てを支援するうえで必要となる、基礎的な知識や技能を身につけることで家庭教育支援の拡大・育成を図ること。(基礎講座)
家庭教育支援者リーダーとして必要な知識と技能を身につけ、地域での家庭教育・子育て支援に役立つ事業運営や組織・ネットワークづくりなどについての実践力と意欲を高めること。(リーダー研修)
- 対象：家庭教育・子育て支援に関わる活動をしている人、関心のある人
- 実施講座：2講座
- 開催回数：8回以上(基礎講座3回以上、リーダー研修5回以上)
- 内容：家庭教育支援や子どもの理解、コミュニケーションスキル等に関する講義、事例研究、ワークショップ等

④地域未来おうえん講座（県・市町・公民館等共同企画）

- 目 的：市町や公民館等が、地域課題を地域住民や関係団体等と協働して解決するきっかけとなる講座を企画する。また、市町や公民館職員等が実際に講座を企画・運営する際は、地域住民が持続的に活動へ参画できるような講座を企画するよう助言を行う。
講座を通して、市町や公民館職員等の企画力・運営力を向上させる。
- 対 象：地域住民、地域団体、学校、公民館・市町職員等
- 実施講座：2講座
- 開催回数：各講座4回、事前研修、事後研修
- 内 容：地域課題に関する講義や地域独自課題の掘り起こし、活動を継続するためのワークショップ等で、地域住民や関係団体等が持続的に地域づくりへ参画するきっかけを作る。
- 開催場所：公民館等

2 学習機会提供

①県民カレッジ運営・推進事業

- 目 的：県民の生涯学習への取組を促すため、県内の生涯学習関係機関やCSO等から収集した講座等の情報を体系的に整理し、情報提供するとともに、県民の生涯学習歴の評価認証を行うこと。また、県民が学習成果を活用して、各種ボランティアや地域貢献活動に取り組むよう促すこと。
- 対 象：県民
- 実施日程：随時
- 開催場所：県内各地

②県民カレッジの集い

- 目 的：県民カレッジ入学者の学びの意欲を高めるとともに新規入学を促す契機とし、併せて県民の生涯学習への関心を高めるための講演会等を企画すること。
- 対 象：県民カレッジ入学者及び入学希望者
- 開催回数：1回
- 開催場所：ホール
- 内 容：生涯学習の推進に資する講演

③生涯学習情報提供事業

- 目 的：生涯学習センターや県・市町、公民館、各種団体・機関等が提供する学習機会や講師情報、施設情報等を収集・提供し、県民の学習活動を促進すること。
- 対 象：県民
- 実施日程：随時
- 内 容：センターの職員が担当業務を通じて収集した情報を整理し、県民の求めに応じて、必要な情報を提供する。

④生涯学習相談事業

- 目的：県民や生涯学習関係機関等からの相談に応じて、県・市町、公民館、各種団体・機関等が提供する学習機会や講師情報、施設情報等を提供するだけでなく、主催事業の立ち上げ方や運営上の留意点、学習成果の活用方法、地域貢献活動やボランティア活動等に関する情報を提供して、適切なアドバイスを行うこと。
- 対象：県民
- 実施日程：随時
- 内容：学習相談、資格取得に関する相談、生涯学習事業の企画・実施相談、学習ボランティア相談、学習成果を活かすための相談、市町の事業改善等に関する相談。

3 交流促進等

①まなびいフェスタ

- 目的：生涯学習活動推進のためのイベントを県民の意見も取り入れるため、県民参加の実行委員会方式等により開催する。生涯学習団体と協働し、活動の場を提供するとともに、団体とのネットワーク形成や県民の生涯学習に対する関心を高め、生涯学習活動へのより一層の参画を促進すること。
- 対象：県民
- 開催日程：1日
- 内容：生涯学習の推進を図るイベント（各種発表等）、講演会、CSO 等との協働企画、生涯学習ワークショップ等

②まなびチョイスセミナー

- 目的：生涯学習に取り組む機会が少ない県民層への、学びのきっかけづくりと出会いやつながりづくりを促進することで、社会や地域での活動への参画を目指す。
県内外で活躍するデザイナー、クリエイター等による若者や職業人が興味を引きそうな内容で展開することにより、一般来館者にも興味関心を持たせること。
- 対象：若者や職業人等、40歳代まで
- 開催回数：3回以上
- 内容：若者や職業人が興味を引きそうな内容のワークショップを中心とした参加型

③大人のまなび場

- 目的：人生100年時代の到来により、マチュア世代（50歳代から60歳の成熟した大人）の県民層を対象に、自分の人生を豊かにするため、再び学ぶきっかけづくりを促進するとともに、社会や地域での活動への参画を目指す。
- 対象：50歳以上の県民

- 開催回数：3回以上
- 内 容：大人の好奇心をくすぐるような教養講座（経済、健康、歴史学等分野を設けて）

④佐賀県の生涯学習・社会教育基礎調査

- 目 的：県・市町の社会教育・生涯学習関係事業や関係職員及び社会教育施設・社会教育団体等の実状を明らかにすること。
- 実施日程：通年
- 調査基準日：5月1日現在（原則）
- 調査内容：生涯学習・社会教育施設の事業実施状況、市町の社会教育指導体制、学級講座の開設状況、国庫補助事業等実施状況、家庭教育支援の実施状況、子どもたちの体験活動、通学合宿の状況、社会教育施設整備状況、少年団体の組織状況等

⑤生涯学習センター会議等参加事業

- 目 的：各種会議等に参加することで、本県における生涯学習の拠点施設として今後どのような役割を果たしていくべきか、複雑多様化する県民のニーズに対してどのような事業運営をしていくべきかなどの課題を共有し、各拠点施設間で連携を深めることにより、生涯学習センターのスタッフとしての専門性を高める。

1. 施設貸与事業

(趣旨) アバンセの施設貸与を通じて、男女共同参画や生涯学習に関する活動を行う個人や団体等に、活動の「場」や「機会」を提供する。

(内容)

アバンセ 1 階から 4 階にわたる各種施設（ホール、研修室、講師控室、調理実習室、音楽スタジオ、特別会議室、美術工芸室、展示コーナー、展示ギャラリー等）を、男女共同参画や生涯学習活動等のため利用する個人や団体等に貸与（利用許可）し、県の承認を受けた利用料の徴収等を行う。

※施設貸与事業における公益目的事業と収益事業の区分について

男女共同参画社会の形成の促進並びに県民の生涯学習の振興に資する非営利目的の貸与を公益目的事業とし、それ以外のものは収益事業とする。具体的な区分、分類の考え方については、「公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団が管理する指定管理施設の貸与事業の事務取扱要綱」による。

(対象者)

施設の貸出対象には特に資格要件を設けず、県民のみならず広く個人や団体等を対象とする。

2. 情報サービスフロアの管理運営事業

(趣旨)

アバンセの情報サービスフロアの管理運営を通じ、男女共同参画や生涯学習に関する活動を行う個人や団体等に、活動に資する「情報」を提供する。

(内容)

主に男女共同参画社会の実現と生涯学習の振興に関する図書・雑誌・ビデオ・行政資料・新聞などを貸出し、情報提供をおこなう専門の図書資料室で、利用登録した者に対し、図書等の貸出しを無料で行う。また、パソコン1台を設置し、自由に資料検索ができるサービスを提供する。

(対象者)

図書等の貸出対象は、「佐賀県内又は隣接県内に居住、通学、通勤する者」としているが、特に利用を必要とすると認められる場合は、それ以外の者でも貸出しの対象とする。

3. 視聴覚ライブラリーの管理運営事業

(趣旨) アバンセの視聴覚ライブラリーの管理運営を通じて、男女共同参画や生涯学習に関する活動を行う個人や団体等に、活動の「資材」を提供する。

(内容) 利用登録した学校、公民館、その他の教育機関や団体、CSOに、視聴覚機材・教材（16ミリ映写機、フィルム、ビデオ、ビデオカメラ、プロジェクター、CD等）及び機材・教材、機器類の貸出しを無料で行っている。

(対象者)

機材、教材、機器等の貸出し対象は、個人ではなく県内の学校、公民館等の機関やCSO等の団体を対象としているが、ここにしかない教材など特に利用を必要とすると認められる場合は、県外への貸出しも行う。

1. 施設貸与事業

(趣旨) アバンセの施設貸与を通じて、男女共同参画や生涯学習に関する活動を行う個人や団体等に、活動の「場」や「機会」を提供する。

(内容)

アバンセ 1 階から 4 階にわたる各種施設（ホール、研修室、講師控室、調理実習室、音楽スタジオ、特別会議室、美術工芸室、展示コーナー、展示ギャラリー等）を、男女共同参画や生涯学習活動等のため利用する個人や団体等に貸与（利用許可）し、県の承認を受けた利用料の徴収等を行う。

※施設貸与事業における公益目的事業と収益事業の区分について

男女共同参画社会の形成の促進並びに県民の生涯学習の振興に資する非営利目的の貸与を公益目的事業とし、それ以外のものは収益事業とする。具体的な区分、分類の考え方については、「公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団が管理する指定管理施設の貸与事業の事務取扱要綱」による。

(対象者)

施設の貸出対象には特に資格要件を設けず、県民のみならず広く個人や団体等を対象とする。